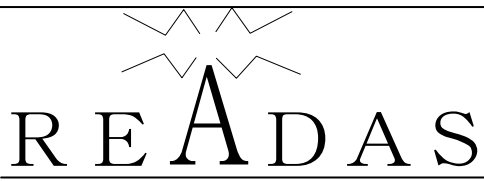


第 6024 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月21日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業主が専従者の扶養親族になれる!?

Q：取引先が倒産して、今年は所得が赤字になりそうです。息子は私の青色事業専従者として働いています。このような場合でも息子に対する給与を必要経費に算入することはできますでしょうか？また、私が息子の扶養親族になるということはできますか？

A：青色事業専従者の労務の対価として相当額であれば必要経費に算入できます。また、あなたの本年分の合計所得金額が38万円以下であれば、息子さんの扶養親族になることもできます。

【解説】

青色事業専従者給与は、専従者の労務の対価として相当額であれば必要経費に算入することができることとなっていますので、事業所得が赤字であっても、その原因が貸し倒れの発生など非経常的なものであり、給与の額が勤務の状況などからみて適正なものであれば、必要経費に算入することができます。

ただし、恒常的に赤字になるような場合は、青色事業専従者給与の額を見直す必要があると思われます。

また、青色事業専従者給与を必要経費に算入している事業主は、その事業専従者を扶養の対象にすることはできません。

しかし、事業専従者が事業主を扶養の対象にすることは制限されていませんので、あなたの年間合計所得が38万円以下であれば、息子さんの扶養親族となることができます。

